平成２１年（フ）第５９９号
香川県さぬき市造田野間田266番地８
債務者　神保　正高
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６００号
香川県さぬき市造田野間田266番地８
債務者　神保　恒子（旧姓森江）
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１６号
北海道空知郡南幌町西町３丁目１番２号
債務者　丹羽　正樹
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第８号
山形県鶴岡市大宝寺町７番12―１号
債務者　木村　奈美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３４号
新潟市西区小針６丁目24番10号　渡部借家、前住所新潟市西区内野町818番地２
債務者　安藤　孝照
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５号
新潟市江南区曙町４丁目９番８号　川上方
債務者　後藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６号
新潟県燕市吉田西太田1290番地１　県営アパート131
債務者　佐々木まり子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７７１６号
大阪市東住吉区駒川４丁目９番12号　エクセルプラザしんけ　310号
債務者　岡本　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１２号
大阪市此花区伝法３丁目４番17号
債務者　花畑　通宏
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０２号
大阪市生野区舎利寺２丁目16番９号　エルベ舎利寺501号
債務者　大門　　茂
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４４号
大阪市西淀川区佃１丁目24番７号　アーバンハイツ佃206号室
債務者　清水　大一
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３２号
大阪市大正区泉尾３丁目５番１号
債務者　松本たつ子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４１号
大阪府豊中市城山町１丁目１番28―604号
債務者　彌永　益巳
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４５号
大阪市生野区勝山北１丁目16番１号　勝山マンション201号室
債務者　髙橋　　明
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９１号
大阪市東成区大今里西２丁目10番１号
債務者　稲田　　稔
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５１号
大阪市東成区大今里南１丁目１番14号　証和マンション301号
債務者　井上　史朗
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５４号
大阪市天王寺区生玉寺町４番９号　ハイマート夕陽丘アーバニティ601号
債務者　島田　典子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１６１号
大阪市旭区高殿４丁目22番22―402号
債務者　三本純美代
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部